

議員調査活動報告書

令和５年２月１日（水）から２月３日（金）までの３日間にわたり実施した視察調査の概要を次のとおり報告する。

令和５年２月２７日

伊東市議会議長 宮 崎 雅 薫 様

伊東市議会議員

（清 和 会）

代 表 井 戸 清 司

四 宮 和 彦

杉 本 憲 也

記

- 1 視 察 先 ２月１日（水）広島県三次市
 ２月２日（木）広島県広島市
 ２月３日（金）広島県呉市

2 視察事項

- （１）広島県三次市 「予算・決算の常任委員会における審査」について
 「議会基本条例」について
 「タブレット端末」について
- （２）広島県広島市 「予算及び決算の審査方法」 について
 「議会資料検索システムの導入（ペーパーレス）」につ
 いて
- （３）広島県呉市 「議会図書室の機能強化」について

3 視察の概要

視察した都市及び事業の概要は、以下に記載のとおりである。

- （１）広島県三次市

ア 市制施行 平成１６年４月１日

イ 人 口 49,739人 (令和4年9月30日現在)

ウ 世 帯 数 23,285世帯 (")

エ 区域面積 778.18km²

オ 産業別人口 (令和2年国勢調査)

第1次産業 2,628人 (11.11%)

第2次産業 5,195人 (21.97%)

第3次産業 15,816人 (66.90%)

カ 令和4年度一般会計予算 37,580,000千円

〃 特別会計予算 (5会計) 13,412,046千円

企業会計予算 (収益的収支) (3会計)

13,386,005千円

企業会計予算 (資本的収支) (3会計)

4,931,779千円

総 額 69,309,830千円

キ 市の概要

三次市は、広島県北部の島根県と県境を接する中国地方の内陸中央部に位置し、大阪へ約250km、下関へ約200kmの距離圏にあり、山陽側の広島・呉・三原・尾道・福山、山陰側の浜田・江津・大田・出雲・松江・米子などの各都市へはほぼ同距離の50～80kmの位置にある。

これらの都市への広域交通網は、大阪・下関方面を結ぶ中国縦貫自動車道と松江・尾道を結ぶ中国横断自動車道をはじめ、中国地方の山陽・山陰を結ぶ各国道、県道及びJR鉄道網などが市内で結節し、拠点性がさらに高まり、広島空港へのアクセスも格段に向上している。

現在の同市は、平成16年4月1日、三次市、双三郡君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町、甲奴郡甲奴町の1市4町3村が合併した。

主要な河川は、島根県を経て日本海へ注ぐ江の川を本流として、神野瀬川、西城川、馬洗川などの支流が三次盆地の中央で合流している。

地形は、三次盆地を中心に、各支流沿いに標高150～200mの平坦地が広がり、その背後は概ね標高300～600mの緩やかな枝状の丘陵・山

地となっているが、北部の県境周辺部は800～900m級の山々に囲まれた急峻な地形となっており、8割以上が林野で占められている。

平成26年3月に策定した三次市総合計画に掲げるめざすまちの姿「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち～中山間地の未来を拓く拠点都市・三次～」を市民みんなで共有し、暮らしやすく、持続的に住み営むことのできるまちづくりを進めている。

【三次市議会の概要（令和4年4月1日現在）】

議員定数：24名（現員数24名）

なお令和4年4月23日より議員定数22名

議員平均年齢：59歳

常任委員会：総務常任委員会（定数8名）

教育民生常任委員会（定数8名）

産業建設常任委員会（定数8名）

予算決算常任委員会（定数23名）

広報広聴常任委員会（定数8名）

特別委員会：市立三次中央病院建替等調査特別委員会（定数10名）

ク 視察事業の概要

①「予算・決算の常任委員会における審査」について

1) 予算・決算常任委員会設置の経緯

三次市では、予算決算の審査に当たり、議案上程都度、予算特別委員会ないし決算特別委員会を設置し、常任委員会を単位とした分科会で審査を行ってきた。また、各特別委員会の委員構成は、議員定数の半分を定数に構成されていた。

ゆえに、当該審査方法では、各議員が自分の所属する分科会の内容しか把握できない、予算や決算の全体的なことや歳入についての審査が難しい、制度として都度特別委員会設置となるため予算と決算の連続性や関連性を踏まえたより深い審議ができない、などの課題が生じていた。

そこで、上記課題を解決するために、議会改革の一環として、平成

23年3月定例会より、議長を除く全議員を委員とした、予算決算特別委員会の通年実施を試行した。

平成24年9月議会以降は、予算決算特別委員会の通年設置において不都合が生じなかったことから、予算決算特別委員会を常任委員会化し、議長を除く全議員を委員とし、分科会を設けずすべての予算決算の審査を全体で実施した。

平成30年3月定例会より、全体審査では網羅しにくいより細かな内容を審査可能とするために、当局の出席しない分科会を設置し、委員会で抜粋した重点項目について議員間自由討議を行い、審査の充実を図っている。

令和2年9月定例会より、これまで予算決算の当局による説明がすべて口頭であり、聞き漏らしや不十分な説明による審査漏れのリスクがあったことから、リスク回避の観点と審査の効率化の観点より、審査資料の充実化及び決算審査－予算審査のローリングを図るため、三次市独自の事業別審査シート制度が導入されている。

2) 予算決算常任委員会の設置目的

主に次の3つの必要性を実現するために設置されている。

- a. 予算と決算は密接関連性が高いため、同じ構成委員の同じ目で連続してチェックできるようにする必要性がある。
- b. 予算決算の重要性に鑑み、全議員が予算決算の全分野を把握しチェックする必要性がある。
- c. 予算や決算の全体的なことや歳入について一元的に審査できるようにする必要性がある。

3) 予算決算常任委員会の概要

委員会名：予算決算常任委員会

構成員：議長を除く全議員

所管事務：補正予算含むすべての予算および決算

会 場：本会議場

広報広聴：委員会の様子はすべて地元ケーブルテレビ局で生放送

予算決算審査シートを事前にウェブで公開し市民も閲覧可能に

4) 予算決算常任委員会のおもな特徴

おもな特徴は、次のとおりである。

- a. 議長を除く全議員で構成されている。
- b. 委員会は本会議場で開催される。
- c. 全常任委員会の様子は、全日程地元ケーブルテレビで生中継される。
- d. 詳細な内容を審査可能とするため、委員会内に常任委員会単位で当局側説明員の出席を求めない分科会を設置し、委員会内で選択した重点項目について、議員間自由討議を実施する。
- e. 審査資料の充実化を図るため、当局側に追加資料として、予算決算に係る各事業について事業別審査シート（原則 A 4 版 1 枚）の作成提出を求める。

事業別審査シートには、予算の場合、事業毎に事業区分（継続か新規か）、事業内容、事業目的や事業積算根拠（財源含む）等が記載され、決算の場合には、上記に加え補正区分（いつの補正か）、補正金額、事業実績及び事業成果・評価等が記載される。事業別審査シートは、開会後に議員に配布されると同時に、市民による理解促進やチェックも可能とするためにホームページでも公開されている。

②「議会基本条例」について

1) 条例制定に至る経緯

三次市議会では、平成 16 年度の議会運営協議会で、「情報公開」「政策立案」「市民参加」の 3 本を柱とした「議会の機能強化・議会活性化」を目的とした議会改革の推進が提唱され、翌 17 年には、定例会での委員長報告・本会議の議長口述の簡素化のほか、一般質問における対面型一問一答形式が導入された。

次いで翌平成 18 年 2 月には、議会運営委員会や会派代表者会議等を通じて次の「議会改革プラン」が策定された。

《議会改革プラン（平成 18 年 2 月策定）》

1. 議会改革の基本理念	変革を先導する市議会 ①積極的な議会情報の公開 ②市民・議会・行政の協働のまちづくり ③住みよい未来をつくる政策展開
2. 議会改革の必要性	多様な民意の反映、様々な利害の調整、市民の意見の集約など、信頼され期待される議会の構築に努めている。
3. 議会改革の目的	積極的な議会情報の公開、市民・行政との協働のまちづくり、未来を築く政策展開を基本に改革を先導する市議会を目指す。
4. 議会改革の進め方	【計画期間】 平成18年度～平成19年度 【推進体制】 議会運営委員会を中心に取り組む

上記議会改革プランは、一定の成果が見られたものの、より一層の充実化のためには、将来にわたり議会の方向性を示し、議会運営を体系的・総合的に規定して議会のあるべき姿を再確認する必要性が生じた。

そして、議会ルールについて、申し合わせではなく条例等により法的根拠を明確にするため、議会基本条例制定の必要性が認められるようになり、平成18年より先進事例視察として、北海道栗山町議会（平成18年11月）、三重県議会及び三重県伊賀市議会（平成19年7月）、北海道三笠市議会（平成21年11月）を視察したほか、議会運営委員会に小委員会を設置して条例制定の推進を図り、平成22年4月1日、議会基本条例が制定された。翌平成23年度からは、子ども市議会が開催されている。

その後、議会基本条例の進捗状況が検証され、平成24年には議会改革の推進を柱として、議会改革推進特別委員会において、次の7項目について改善策を審議し、適宜改善を図った。

項目	審議状況等
通年議会の実施	・災害時の迅速な対応や委員会活性化に繋が

	る。 →会期 1 年とし、定例月例会を年 4 回実施に変更
議員活動の活性化	・議会や委員会開催、議員の出席状況を周知する →電光掲示板設置 ・委員会での自由討議充実や議員の資質・レベルアップのための研修充実
広報広聴特別委員会の常任委員会化	・新規に議会報告会の企画、インターネット活用による情報提供等を所管事務として常任委員会化必要→平成 25 年 4 月、常任委員会設置
議員定数	・三次市の人口・面積、類似団体等の比較で 26 人または 24 人が妥当 →平成 26 年度、議員定数 26 名から 24 名へ条例改正
議員報酬	・三次市の財政状況や民間賃金、景気動向等参考に現状維持
反問権・反論権の導入	・発言趣旨や不明部分を明確にするため反問権導入が必要 →反問権導入

平成 27 年には再度検証が行われ、検証結果を踏まえ、議会運営委員会にて、次の 4 項目について改善策が審議された。

項目	審議状況
議会基本条例の検証	・全項目の達成度を評価。会派で評価し、議運で最終決定。 ・「今後努力を要する」項目のうち 8 項目を平成 28 年から実施
正副議長の立候補制	・導入決定 →平成 28 年 4 月より実施
予算決算常任委員会の総括質疑	・決算審査において不要との意見あ

	るも、継続決定。
タブレット導入	・議会内部の推進体制構築と当局・議会による導入検討会議立ち上げなど決定 →平成２９年２月議員用タブレット導入

平成２８年には、平成２７年度検証結果に基づき、議会改革推進特別委員会にて、次の３項目について優先的に改善策が議論され取組が実施されている。

項目	取組内容
自由討議等の要項等の作成	・委員会等の所管事務調査の中で論点や争点の明確なテーマを設定し、自由討議を行うための実施要領等の作成
予算決算常任委員会のあり方	・常任委員会移行後の検証を行い、従前の特別委員会方式も含めあり方について検討（常任委員会の形骸化、特別委員会、分科会でやる等方法検討）
政策評価の審議	・重要施策・事業等の政策評価を専門分野別に把握し、定期的に委員会や会派で審議

２）議会基本条例制定の目的

本条例は、議会のあるべき姿に法的根拠を持たせ明確化するため、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則を明らかにし、市民および市長等との関係ならびに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上および市勢の伸展に貢献することを目的として、広島県下で初めて制定された。

３）議会基本条例の特徴

おもな特徴は、次のとおりである。

- a. これまで議員間の申し合わせに多く頼った議会ルールを条例化することで法的根拠を持たせ、明確化させた。
- b. 議会の役割として、「真の地方自治の実現に向け、市長その他の執行機関と緊張ある関係を保ち、対立・対等の立場において、政策決定並びに市長等の事務について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行う」ことを定めた。
- c. 条例の目的として、「議会の基本理念や議員の職責及び活動原則等を定め、地方自治の本旨に基づく国民の負託に的確にこたえ、市民福祉の向上と市勢の進展に寄与する」ことを掲げた。
- d. 主な条例の内容として、「議員の活動原則」（第4条）、「議会広報の充実」（第6条）、「会派」（第11条）、「議会改革の推進」（第13条）、「議員研修の充実強化」（第15条）、「議会図書室」（第16条）、「委員会の役割と運営」（第18条）など8章20条項で構成されている。
- e. 議会基本条例では、第20条で見直し手続として、「議会は、この条例の施行後、常に市民の意見，社会情勢の変化等を勘案し，一般選挙を経た任期中に検証を行い，必要があると認めるときは，この条例の規定について検討を加え，その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と定め、各任期中、議会基本条例に基づく各施策の進捗状況を議会が検証する仕組みになっている。
- f. 平成27年度には 議会基本条例全項目の達成度について内部評価を行い、各会派で評価したのち、議運で最終決定を行った。当該評価にて「今後努力を要する」とされた項目のうち8項目について、平成28年度より改善策が議会改革推進特別委員会にて審議、実行された。
- g. 平成30年度には、議会基本条例全項目の取組状況について、環太平洋大学による外部評価が行われた。
- h. 平成23年より子ども市議会を開始した。
- i. 令和4年現在、議会基本条例の達成状況に関する検証方法について議

会内で検討中である。

③「タブレット端末」について

1) 導入に至る経緯

三次市議会では、議会改革の一環として、議会の広報広聴機能強化の観点から、平成25年3月に広報広聴常任委員会を設置し、ICTを活用した新たな情報発信・収集など広報広聴力の強化のための取り組みを開始している。平成26年7月には、全議員対象研修会、同年8月には会派別基本操作研修会、翌平成27年9月定例会にて行われた広報広聴常任委員長報告では、情報共有の迅速化、効率的な議会運営、議員活動の充実・積極的な情報提供、ペーパーレス化による環境負荷の軽減が掲げられた。同年11月には第3次三次市行財政改革推進計画が策定され、その中で議案等のデータ配布の推進が掲げられた。その後平成29年2月、議員用タブレット端末が導入され、議案等の配布をデータ送信のみとすることで、議会提供資料のペーパーレス化が開始された。

2) タブレット端末導入経費及び運用経費

三次市におけるタブレット端末の導入及び運用に係る経費は次のとおりである。なお、現在使用されているタブレット端末は2代目である。初代は、導入から5年間使用した。

【導入経費】

W i - F i 整備 費用：1, 137, 240円（税込）

タブレット端末本体 機種：i P a d P r o（12.9インチ）

期間：24か月リース

費用：月額64, 176円（税込）

（内訳）

月額2, 292円×28台

【運営経費】

通信料 費用：月額100, 100円（税込）

（内訳）

月額3, 575円×28台

(上記費用中個人負担月額2,000円※)

※政務活動費を充当

クラウドストレージ料 費用：月額82,500円(税込)

プロバイダ料金 費用：月額 9,900円(税込)

3) タブレット端末導入後の効果

三次市では、タブレット端末導入により、主に次のような効果が発生している。

- a. 情報共有の迅速化や効率的な議会運営が図られ、情報の即時発信と共有が可能となった。
- b. 議員活動の充実・積極的な情報提供が図られ、セルラー方式により庁舎外でも活用が可能となったほか、オンライン研修にも活用が可能となった。
- c. ペーパーレス化による環境負荷の軽減が図られ、令和4年11月16日時点で、89,737ページを掲載しており、24人の議員が共有していることから、少なくとも2,153,688枚分の紙を節約できている。

(2) 広島県広島市

ア 市制施行 明治22年4月1日

イ 人 口 1,184,731人 (令和4年12月31日現在)

ウ 世 帯 数 578,364世帯 (")

エ 区域面積 906.69km²

オ 産業別人口 (令和2年国勢調査)

第1次産業 4,755人 (0.84%)

第2次産業 118,098人 (20.95%)

第3次産業 424,052人 (75.22%)

分類不能 16,776人 (2.97%)

カ 令和4年度一般会計予算 658,962,913千円

〃 特別会計予算 (16会計) 414,909,525千円

〃 企業会計予算 (3会計) 147,623,477千円

〃 財産区会計 (5会計) 8,476千円

総 額

1, 221, 495, 915 千円

キ 市の概要

広島市は、世界で初めて原子爆弾が投下された都市であり、中国地方の中西部、広島県西部の安芸地方に位置し、南は瀬戸内海に面し、広島湾を有する広島県の県庁所在地及び最大の都市で、政令指定都市となっている。

市域は、中区・東区・南区・西区・安佐南区・安佐北区・安芸区・佐伯区の8区で構成され、大企業の支店や官公庁の出先機関が多く拠点を置く中国地方の支店経済都市・地方中枢都市である。

市域の80%は丘陵部であり、平地部は太田川デルタの海拔ゼロメートル地帯と北の祇園大橋（海拔5m）から可部（海拔22m）にかけての河谷平野部がほぼ平地部であるが、その周辺の山腹は宅地化が進んでおり安佐南区の伴南は標高約220m、山本新町は約197m、西区の己斐大迫は173m、古田台196mなどで造成地は山の中腹あたりまで広がっている。

デルタ地帯からの連続では無い地域では佐伯区湯来町の杉並台のように標高400m 近いところもあり、広島市の最高地点は佐伯区湯来町と廿日市市玖島にまたがる標高1040mの大峯山（おおみねやま）である。

気候は温暖で降水量が少ないいわゆる「瀬戸内気候区」に属し、月平均気温は、1月5.2度、8月28.2度、年平均16.3度と比較的温暖である。

【広島市議会の概要（令和4年4月25日現在）】

議員定数：54名（現員数50名）（令和5年2月2日現在）

議員平均年齢：61.3歳

常任委員会：総務委員会（定数9名）

消防上下水道委員会（定数9名）

文教委員会（定数9名）

経済観光環境委員会（定数9名）

厚生委員会（定数9名）

建設委員会（定数9名）

特別委員会：大都市税制・地方創生対策特別委員会（定数17名）

都市活性化対策特別委員会	(定数 18 名)
安心社会づくり対策特別委員会	(定数 18 名)
令和 4 年度予算特別委員会	(定数 52 名)
令和 2 年度決算特別委員会	(定数 51 名)

ク 視察項目の概要

①「予算及び決算の審査方法」について

1) 予算及び決算の審査方法に係る経緯

広島市では、予算決算の審査方法については、少なくとも戦後においては、後述する方法で審査を行ってきており、現在に至っている。なお、平成 16 年より当初予算及び決算において、所管を横断するような内容や市政の重要事項について質疑することができる総括質疑制度が導入されている。

2) 「予算及び決算の審査方法」の概要や課題

広島市では、予算及び決算の審査方法について、おもに次のように運営している。

a. 当初予算の審査方法について

当初予算については、毎年度予算特別委員会が設置され、次の運営で審議されている。

委員構成	議長を除く全議員
審査方法	2 月定例会で設置、会期中審査
審査日程	①総括質問 3 日目（本会議 4 日目）終了後、予算特別委員会を設置し正副委員長選任 ②5 日日本会議終了後引き続き議場で予算特別委員会を開催し委員会運営を決定 ③各所管別審査実施（消防上下水道関係 1 日、総務関係、文教関係、経済観光環境関係、厚生関係及び建設関係の 4 所管は各 2 日間） ④総括質疑実施（1 日） ⑤委員会での討論・採決 ⑥本会議で委員長報告、予算案を初めとする新年度関係

	議案の討論・採決
質疑人数制限	無し
発言時間	会派持ち時間制（答弁時間含） 【計算方法】 会派持ち時間＝審査時間（休憩時間除く 1 日当たりの審査時間 6 時間（総括質疑は 8 時間）×各審査日数）÷会派人数
発言時間 超過時の取扱	①委員長が発言時間超過を発言委員に伝え、質問を終了させる。 ②委員は時間内に終了できなかった項目について、委員長に申し出て文書質問ができる。 ③当局は②の文書質問に文書で回答する。 ④②③の内容については議事録に掲載される。
発言形式	一問一答や一括質疑一括答弁など方式は発言委員の自由
発言通告	期限：各審査開始日 2 日前（土日祝日期间不算入）の午後 5 時 通告内容：要旨（項目）、会派内の発言順及び発言時間
発言順序	多数会派順。 なお、所管別審査は会派ごとにローテーション。
討論	期限：討論・採決日前日（土日祝日期间不算入）の午後 5 時 発言時間制限無し。
説明員の範囲	市長以下関係課長
委員長報告の 形態	①各会派が報告に盛り込んでほしい要望事項提出 ②正副委員長が、提出された①の掲載について取捨選択 ③事務局が委員長報告の案分作成。 ④事務局長まで案分の確認を受けた後、理事者（財政課）に案文送付し、修正有無確認。 ⑤正副委員長が案分確認により、委員長報告確定。

インター ネット放映	生中継・録画中継の実施
---------------	-------------

b. 補正予算の審査方法について

広島市における補正予算の審査方法については、次の運営で審査を行っている。

委員構成	各常任委員会（（）内は定数） 総務（９） 消防上下水道（９） 文教（９） 経済観光環境（９） 厚生（９） 建設（９）
審査方法	《一般会計》 【原則】補正予算案について、各所管別に各常任委員会に分割付託して審査 （分割方法） ＜条文＞ ・補正予算総額に係る部分（総務） ・地方債の補正に係る部分（総務） ・それ以外の部分（各所管の常任委員会に振り分け） ＜歳入歳出予算＞ ・歳入（総務委員会） ・歳出（款・項により、関係の常任委員会に振り分けて付託） ＜繰越明許費＞ ・款・項・事業名により、関係の常任委員会に振り分け ＜債務負担行為＞ ・事項により、関係の常任委員会に振り分けて付託 ＜地方債＞ ・総務委員会に付託

	【例外】 補正予算議案が一つの常任委員会に係るものである場合、原則として所管の1委員会に総て付託（歳入、地方債も同様の取扱）。 《特別会計・企業会計》 原則所管局別に各常任委員会に振り分けて付託。
審査日程	①開会（本会議） ②会期決定（本会議） ③提案説明（議案説明）（本会議） ④一般質問（本会議） ⑤議案質疑（本会議） ⑥委員会付託（本会議） ⑦常任委員会（この中で補正予算案審議） ⑧委員長報告（本会議） ⑨討論（本会議） ⑩表決（本会議） ⑪閉会
課題	歳出に関し、款項で関係常任委員会に振り分けている関係上、目で所管の委員会が異なる場合があり、都度付託委員会について検討し決定しなければならない。

c. 決算の審査について

広島市における決算の審査方法については、次の運営で審査を行っている。

委員構成	議長及び議会選出監査委員（2名）除く全議員
審査方法	9月定例会で設置、閉会中審査（※）、3分科会（2常任委員会で1つの分科会を構成）を設置 ※かつて決算上程時期が定例会の日程に合わなかったため当初より閉会中審査となり、現在までに議員から会期中審査への変更の要望がない。

審査日程	① 9 月定例会で設置、付託、正副委員長の選任（9 月定例会最終日） ② 全体会議（決算概要等の説明） ③ 全体会議（総括質疑）（1 日） ④ 分科会審査（3 日間、1 日 2 分科会を開催） 各分科会 1 日空くため、空きの日は同時ではないものの他の 2 分科会を傍聴可能 ⑤ 全体会議（討論・採決） ⑥ 臨時会を開会 ⑦ 臨時会本会議で委員長報告の後、決算の議決
質疑人数制限	無し
発言時間	制限なし（※） ※会議時間が長くなる場合がある。
発言時間 超過時の取扱	原則発言時間制限はない。 なお、平成 20 年度決算特別委員会において、通告時間を超過した場合で、委員長が質問者に残り質問時間を確認し、10 分を超える場合には残りの質問を文書質問で行うように促す取扱とした。
発言形式	一問一答や一括質疑一括答弁など方式は発言委員の自由
発言通告	期限：発言対象日 2 日前（土日祝日期间不算入）の午後 5 時
発言順序	多数会派順。 分科会委員外発言は、分科会委員発言後とする。
討論	期限：討論・採決日前日（土日祝日期间不算入）の午後 5 時 発言時間制限無し。
説明員の範囲	全体会議：市長以下関係課長。 分科会：局長以下関係課長。
委員長報告の	① 各会派が報告に盛り込んでほしい要望事項提出。

形態	②正副委員長と副主査が、提出された①の掲載について 取捨選択。 ③事務局が委員長報告の案分作成。 ⑤正副委員長及び副主査が案分確認により、委員長報告 確定。
インター ネット放映	全体会議：生中継・録画中継の実施。 分科会：（設備機材の都合上） 録音中継（音声のみ）の実施。

②「議会資料検索システムの導入（ペーパーレス）」について

1) 「議会資料検索システムの導入（ペーパーレス）」に係る経緯

広島市では、平成28年9月15日の議会改革推進会議において、「タブレットを使ったIT化について」検討する中で、まずは、資料のデータベース化（PDF化）を進めていくべきであるといった意見が出され、議員の政策提案支援の一助とするため、電子データ化した議会関係資料を必要に応じて取り出すことができる議会資料検索システムの導入を検討していくこととされた。なお、検討当時、神戸市が同システムを導入済みであった。

以降議論を重ね、平成29年12月21日、議会改革推進会議において、後述する議会資料検索システムの導入が決定され、同システムの運用が開始された。この点、議会改革推進会議とは、議長が正副代表を指名し、自らテーマを出して協議調整を行い、議員間討議を行うことができる会議体で、その意思決定は全会一致で行われる。

2) 「議会資料検索システムの導入（ペーパーレス）」の特徴

議会資料検索システムの特徴は、おもに次のとおりである。

a. システムに求められる主要な機能（要件）

- ・会派控室だけでなく、外出先や自宅等どこでも使用できるクラウド型システムである
- ・パソコンだけでなく、タブレット端末でも使用可能である
- ・本会議や委員会等の資料を複数年度分登録でき、追加登録も可能な、必要かつ十分なデータ登録容量を有する

- ・資料の検索について、資料のタイトル名のみだけでなく、資料内の文字についても検索して資料を特定することが可能である

b. システムの概要

システム名称	「Discuss Cabinet」 (ディスカスカビネット)
メーカー	NTTアドバンステクノロジー株式会社
サービス類型	クラウドサービス（容量無制限）
運用開始時期	平成30年11月
所要費用	【初期設定費用】 216,000円（税込） 【月額利用料】 54,000円（税込）
登録資料	・平成30年11月以降に開催された市議会に係る各会議の資料等を登録 ・令和3年4月以降については、予算決算説明書等も登録されることになった。
資料の登録時期	・会議終了後概ね1週間以内 ・会議で配付しない会議関係資料は、資料配付後概ね1週間以内
利用方法	・インターネット接続可能環境において、議員個人のパソコン、タブレット端末等から、ウェブサイト上でID, パスワードを入力することで利用可能。 ・登録資料の閲覧、取得（ダウンロード）可能
利用者権限	【議員・会派担当職員・市長事務局等の課】 閲覧・ダウンロードのみ 【議会事務局職員】 閲覧・登録・削除

c. 特記事項

- ・広島市議会では、議場への個人所有のノートパソコン、タブレットやスマートフォンの持ち込みが禁止されていない。
- ・タブレット端末導入に先行して本システムが導入された者の、視察時現在、タブレット端末導入には至っていない。

3) 「議会資料検索システムの導入（ペーパーレス）」に係る課題

主な課題は次のとおりである。

- a. 議員定数54名中、システム利用議員が月3～4名に止まっている。
- b. 資料登録が事後であるため、アーカイブ的な利用に止まっており、ペーパーレス化として十分機能していない。

これら課題については、議会提供資料作成を担う当局側のデジタル化推進が進むことで、資料のリアルタイムアップロードによるペーパーレス化実現により、解決が可能になると思料する旨の説明があった。

4) タブレット端末導入等による議会のペーパーレス化に関する状況

広島市では、標記について次のような検討経過で、タブレット端末の導入が延期されている。

年月日	協議内容等
令和2年10月1日	第4回議会改革推進会議 タブレット端末導入によるペーパーレス化が3会派から提案され、政令指定都市の導入状況について説明されると共に、次のような趣旨説明が行われた。 (提案趣旨) ①ペーパーレス化により経費削減が期待できる。 ②資料電子化で、議員がカラーでわかりやすい資料を見ることができる。 ③資料電子化で、職員は資料差し替えや議員への情報提供が容易になり事務の効率化が図

	られる。 ④タブレット導入により、将来的に委員会のリモート運営や議会での電子投票に活用可能に。 ⑤課題としては、タブレットに係る導入・運用コスト及びタブレット操作や活用に関する議員のスキルアップである。
令和２年１２月２３日	第５回議会改革推進会議 ・ペーパーレス会議の実施に係るシステムの機能等について説明される。 ・各議員にデモ機を貸与し、システム業者のサポートの下、タブレット端末の基本的操作のほか、ペーパーレス会議の実施に係るシステムを用いて会議資料の閲覧などを行う体験会の実施決定。
令和３年６月４日	・タブレット端末体験会を実施予定だったが、新型コロナ感染拡大状況に鑑み延期に。
令和４年２月８日～９日	タブレット端末体験会実施 ・議員２９名参加 ・アンケートの結果、ペーパーレス化実施に賛成意見がほとんどだった。
令和４年５月１６日	第１４回 議会改革推進会議 今期は追加議題として「長期欠席議員の議員報酬及び期末手当の取扱い」について優先議題とすることとなり、タブレット端末導入の議論は改選以降に持ち越しとなった。

(３) 広島県呉市

ア 市制施行 明治３５年１０月１日

イ 人 口 ２１１，３５９人（令和４年３月３１日現在）

ウ 世帯数 106,718世帯（ ” ）

エ 区域面積 352.83km²

オ 産業別人口（令和2年10月1日現在）

第1次産業 2,416人（ 2.4%）

第2次産業 27,422人（27.4%）

第3次産業 67,611人（67.6%）

分類不能 2,640人（ 2.6%）

カ 令和4年度一般会計予算 100,803,000千円

” 特別会計予算（16会計） 51,722,582千円

” 企業会計予算（ 3会計） 24,952,619千円

キ 市の概要

呉市は、瀬戸内海のほぼ中央部、広島県の南西部に位置し、瀬戸内海に面する陸地部と倉橋島や安芸灘諸島などの島しょ部で構成される気候温和で自然環境に恵まれた都市である。

面積は352.83km²で、陸地部と島しょ部（倉橋島、鹿島、下蒲刈島、上蒲刈島、豊島及び大崎下島）は、架橋により陸続きとなっている。

また、市域は東西方向に約38.1km、南北方向に約33.1kmと広がっており、約300kmの海岸線を有している。

市域全体を通じて平たん地が少なく、野呂山、灰ヶ峰、七国見山、火山を始め、標高300mから800m前後の山が連なり、地域が分断された地形となっている。一方、こうした地形から山と海の風光明媚な自然に恵まれ、瀬戸内の美しい島々や多彩な峡谷美の景観は、貴重な観光資源として、また、市民の憩いとレクリエーションの場としても親しまれている。

明治の初年まで呉浦は半農半漁の4つの村落であったが、明治19年（1886年）、第二海軍区軍港に指定、同22年（1889年）呉鎮守府の開庁とともに本格的な海軍基地の建設が進められた。

その後、明治35年（1902年）10月1日に宮原、和庄、莊山田、二川の4町村が合併して市制を施行、昭和3年（1928年）に吉浦、警固屋、阿賀、同16年（1941年）に広、仁方の各町村と合併した。

その間、累次の基地拡張と人口の急増によって、戦争中は40万余の人口を有し、日本一の海軍工廠を擁するまちとして発展した。

しかし、昭和20年（1945年）の敗戦で、軍需基地としての都市基盤を失った上に、中心市街地が戦災で廃墟と化し、広大な旧軍用地や市街地の多くを駐留軍に接収され、人口も15万人に激減した。

こうした中、昭和25年（1950年）に旧軍施設を転活用し、平和産業港湾都市への転換を目指す「旧軍港市転換法」が制定されたことにより、造船、鉄鋼、機械金属、パルプ産業等の企業が相次いで進出し、臨海工業地帯としての基盤を確立した。

こうした産業の基盤となる呉港は、昭和26年（1951年）に重要港湾に指定され、同27年（1952年）には呉市が港湾管理者となり、港の自主運営が確立された。そして、昭和29年（1954年）には海上自衛隊呉地方隊・呉地方総監部が設置され、その後、教育隊、潜水艦基地隊が設置された。

昭和31年（1956年）には、天応、昭和、郷原の3町村との合併により、人口が20万人を超え、以後、瀬戸内海における有数の中核工業都市として、また、呉広域市町村圏の中心都市として、広島県の産業経済の発展をけん引してきた。

しかし、昭和48年（1973年）のオイルショックと平成3年（1991年）のバブル経済の崩壊は呉市の経済に大きな打撃を与えた。その後、平成6年（1994年）には呉地方拠点都市地域の指定を受け、その中心都市としての機能充実と、より一層の拠点性向上を図るとともに、平成12年（2000年）に特例市に移行し、同14年（2002年）には全国で52番目に市制施行100周年という記念すべき節目を迎えた。

平成15年（2003年）から平成17年（2005年）にかけての近隣8町村との合併により、美しい自然や歴史、文化、地域産業など、特色ある多くの地域資源を有することとなった。

さらには平成17年（2005年）4月に、呉鎮守府が置かれた明治から未来に至る呉市の歩みと科学技術の素晴らしさを語り継ぐスケールの大きな

博物館として呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）の開館に続き、平成19年（2007年）4月には海上自衛隊呉史料館（てつのくじら館）が開館し、多くの来館者で賑わっている。

一方、人口減少や少子高齢化、経済の低成長、国の三位一体改革など、昨今の厳しい社会経済情勢の変化や呉市固有の厳しい財政事情を踏まえ、平成19年9月に「財政集中改革宣言」を発表した。さらに、その具体化方策として、平成20年3月に「財政集中改革プログラム」、「ゆめづくり地域協働プログラム」、「職員活性化プログラム」を策定し、平成20年度から平成24年度を集中改革期間と位置付け、改革に向けて全力で取り組み、5年間の財源不足額を解消するという目標を達成した。

また、平成28年（2016年）4月には、中核市へ移行し、県と市に関連する業務が一元化され、行政サービスをより迅速に、より身近で提供できるようになった。

こうした状況の中、これからの呉市は、人口減少、少子高齢化が進行する中で、情報通信を始めとする様々な技術の急速な進歩や自然災害の脅威への対応とともに、新型コロナウイルス感染症を克服し「新たな日常」を構築することが求められている。さらには、日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区の休止発表に伴い、今後、地域の雇用や関連企業の経営等への極めて大きな影響が見込まれ、地域経済への対応も急務となっている。

このような転換期を迎え、全ての市民や企業・団体などが危機感を持ちながら変化する社会や課題に正面から向き合い、柔軟に対応しながら、未来のあるべき呉市をしっかりと描き、その実現に向けて取り組むため、令和2年（2020年）12月に、その活動指針となる「第5次呉市長期総合計画」を策定し、計画に掲げる呉市の将来都市像を「誰もが住み続けたい、行ってみたい、人を惹きつけるまち『くれ』～イキイキと働き、豊かに安心して暮らし、ワクワク生きる～」と定めた。

【呉市議会の概要（令和4年4月1日現在）】

議員定数：32名（現員数31名）

議員平均年齢：不詳

常任委員会：総務委員会（定数 8 名）

民生委員会（定数 8 名）

文教企業委員会（定数 8 名）

産業建設委員会（定数 8 名）

特別委員会：総合交通対策特別委員会（定数 9 名）

豪雨災害復旧・復興対策特別委員会（定数 9 名）

予算特別委員会（定数 32 名）

決算特別委員会（定数 13 名）

ク 視察事業の概要

「議会図書室の機能強化」について

1) 取組に至る経緯

市議会では、地方自治法第 100 条第 19 項で「議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置」することが求められているとともに、総務大臣を務めた片山善博氏が「議会図書室のありようが問われるのが地方分権の時代である。」と説くなど、これまで限定的であった地方議会における図書館の活用が全国的に課題になっていた。

この点、呉市議会でも、議会基本条例において議会図書室の機能強化に努めることを定めたものの、議会図書室の実態は、狭く物置状態で使えない資料が山積されており、図書購入費も年間 2 万円にとどまるほか、その使用方法としても、議員の密談場所や携帯電話ボックスといった本来の使用用途とはおよそかけ離れた運用状態であり、議会事務局としては、このような物置状態からの脱却が大きな課題となっていた。

そのような状況下において、当時の石崎元成議長が「強い議会をつくる」ことを掲げ、議長のリーダーシップにより、市議会議員サイドとしても、「強い議会」を支えるために有益な議会図書室をつくることに方向転換がなされた。

そして同市では、平成 27 年末に新庁舎が竣工されることとなったことも相まって、目指すべき議会図書室を模索するため、議会事務局内にプロジェクトチームを設置し、先進事例として、次の場所などで視察を実施し

た。

(視察先)

- ・鳥取県議会図書室（県立図書館との連携、議会図書室広報紙など）
- ・鳥取県庁内図書室（司書の配置によるレファレンス機能の充実など）
- ・日野市市政図書室（司書の配置によるレファレンス機能の充実など）
- ・鳥羽市議会図書室（公立図書館との連携）
- ・国立国会図書館 塚田洋氏（大規模自治体の先進的な取組紹介など）

加えて、議会運営委員会でも先進事例として、次の場所で視察を実施した。

(視察先)

- ・三重県議会図書室（レファレンス機能の充実、公立図書館との連携など）
- ・日野市市政図書室（司書の配置によるレファレンス機能の充実など）

上記視察を通じ、呉市議会では、議会図書室の機能強化にとって重要なものは図書室の「規模」ではなく、「レファレンス機能（調査相談機能）」であるという結論に至り、議会図書室のレファレンス機能強化への取り組みにシフトし、日経グローバル調査結果を参考に後述する次の4つの取組を通じて、改革を行った。

その結果、平成26年11月より次のような取り組みを通じて、議会図書室の機能強化が図られ、現在に至っている。

平成26年11月～	・定例会の審議案件や委員会所管事務調査項目に即した図書購入開始 ・議会図書室情報誌「チャージ」（月2回発行）の発行開始
平成27年5月～	・一般質問に使える特集棚設置開始
平成27年11月～	・市立、県立図書館との連携開始
平成28年2月～	・新庁舎建設を契機に市政資料室（蔵書数5,000冊）と併設に
平成28年4月～	・常駐司書1名配置開始
平成28年8月～	・広島修道大学図書館との連携開始
平成28年10月～	・議員個別メールサービス「イナズマ！」配信開始

	始
平成 29 年度～	・ 図書購入費 30 万円に増額
令和 4 年度～	・ 図書購入費 35 万円に増額

2) 取組の概要及び特徴

呉市議会図書室の機能強化に係る取組の概要や特徴は、おもに次のとおりである。

a. 蔵書の充実・資料の収集

- ・ 図書購入費の増額（年 2 万円から現在は年 35 万円に）
- ・ 定例会の審議案件や委員会の所管事務調査項目に即した図書の購入（選書の充実）
- ・ 当局側の施設であった市政資料室と議会図書室とを同室に併設（合計 104 m²）

→ 予算・面積を考慮すると当該取組だけでは充実化に限界がある。

b. 他の図書館との連携（全国で 2 例目）

- ・ 市立・県立図書館との連携

連携内容：図書貸出、レファレンスサービス（日経テレコンなどの有料データベースの活用など）

- ・ 広島修道大学図書館との連携

連携内容：図書貸出・レファレンスサービス連携

連携理由：文系の総合大学（法・経済・商など）であり、蔵書の約 5 割が議会審議に関連性の高い社会科学分野であり、議会図書室と分野において親和性が高く、機能強化に有益であるため。

ねらい：専門性の高いレファレンス対応を目指す。

c. 議員への積極的な情報提供

- ・ 議会図書室情報紙チャージを発行

掲載内容：新着図書、雑誌目次情報、各地の先進事例など

発行頻度：月 2 回

作成編集者：議会図書室司書

- ・ 一般質問に「使える」特集棚設置

特集された過去のテーマ：子どもの貧困

発達障害を考える

働き方改革

図書館のうまみ

未婚時代

行政は人なり など

・議員個別メールサービス「イナズマ！」の発行

概 要：各議員について、過去の会議録やレファレンスを参考に
キーワード3つを設定

キーワードは議会図書室または調査記録係に届け出る
ことで随時変更可能

キーワードに関する新聞記事、チャージ（官庁速報）、
購入図書などの情報をタブレットのメールに送信

名前の由来：イナズマのように素早く、ピンポイントで情報提供を行
うことを意図

背景・ねらい：日々議員に届く情報が莫大であり、各議員にとって重
要な情報が届いていない状況があったため、各議員に
応じた情報提供を行い、それを通じて議会図書室の利
用を促進する。

→議員の利用を待つのではなく、「発信する」議会図書室を目指す。

d. レファレンスサービスの強化

・常駐の司書を1名配置（同等の都市規模が会ではほとんど例がない）

司書の勤務形態：会計年度任用職員（週30時間勤務）

現在は2代目の司書で、初代の司書は正規職員とし
て現在議会事務局にて勤務している。また、初代、
2代目とも前職はレファレンス機能が重視される職
場である大学図書館勤務である。

業務内容：議員や当局職員からの調査相談依頼に応え、図書リストな
ど調査結果を書面で報告する

メリット：①司書の情報収集力を、一般質問や政策立案に生かす

司書のノウハウを生かした情報収集スキルと、議会事務局職員の行政情報分析力スキルを融合させることで、議員による説得力のある一般質問を強化可能に。

②司書の持つ調査インフラ（公立図書館や大学図書館との連携）をフル活用

案件により、司書が直接公立図書館等に出向き「現地調査」を実施することで、連携先図書館と議会図書室司書が顔の見える関係を構築し、調査インフラをフル活用可能に。

ねらい：司書が介在することによるレファレンス機能の向上。

求められる司書スキル：一般的な司書としての能力に加え、市政への「土地勘」を磨くために、次のスキルや能力向上のための取組が求められる。

①議員・事務局職員に加え当局職員へのレファレンス対応

②併設の市政資料室を活用するための資料把握

③議会中継の視聴、過去の議事録の読み込み

④市の総合計画をはじめとした行政計画の読み込み

e. 「リブライズ」の導入

呉市議会図書室は2016年度の新庁舎移設後、次のような利用状況になっており、2020年度には、新型コロナ禍に突入し、議員の来庁機会が減り、職員も新型コロナ対応などに追われ、議会図書室への議員への来室機会が減少し、議員及び職員が図書室の蔵書を見て回る（ブラウジング）の機会や貸出冊数が減少した。

【呉議会図書室の利用状況】

(被災)

(コロナ禍)

利用状況	2016	2017	2018	2019	2020
------	------	------	------	------	------

利用者数（延べ）	1, 153	1, 660	1, 793	1, 806	1, 601
所蔵数	1, 146	1, 413	1, 661	1, 882	2, 098
貸出冊数	155	242	276	370	242

加えて、議会図書室の新着図書は、議会図書室広報紙「チャージ」で紹介しているものの、チャージ発行以前の蔵書本など総ての図書については紹介されていないものがあるほか、「チャージ」で紹介されている図書であっても、読みたい際の検索や参考にするには手間がかかるほか、蔵書検索の案内周知が不足しているという課題も生じていた。

このような課題を解決し、議会図書室の利便性及び図書室貸出冊数増加に向けて、令和3年9月初旬、「リブライズ」が導入された。

「リブライズ」導入に係る取組の概要については次のとおりである。

目的：①貸出冊数増加

②検索機能の利便性向上

③コロナ禍や出張時等、どこでもブラウジングできる環境を目指す

コンセプト：『「議会図書室」もプチ電子化へ（次のステップへ）』

具体的な施策：「リブライズ」導入し、所蔵を視覚的に公開

「リブライズ」導入による検索システムの周知

リブライズの概要：リブライズとは W i n d o w s または M a c とバーコードリーダーだけで、人の集まる場所の本棚を図書館にできるサービス。蔵書の登録・管理・検索・貸出・返却機能が備わっており、2019年夏現在で1,900箇所以上の場所に導入済み。利用者は F a c e b o o k または L I N E により利用可能。

（運営会社）リブライズ合同会社（本社：東京都）

得られる効果：①図書の視覚化が可能のため選びやすくなり、また書誌情報が自動で付与されるため、常に図書の紹介が可能になる。

②所望される図書や資料の検索をより簡易に行うことができる。

③①②により貸出冊数の増加が期待できる。

予算：0円（無料版を使用、蔵書公開だけであるため無料版で十分）

導入スケジュール：令和3年8月 議会運営協議会承認

蔵書公開準備

9月初旬 公開スタート

3) 議会図書室司書導入の効果

導入の効果としては、おもに次のとおりである。

a. 議員の質問力向上に繋がった

本取組による議員の質問力向上の例として、次のようなケースが説明された。

(ケース1)

議員からの依頼事項	(要望) 視覚・聴覚障害者の支援について何か一手を講じたい 具体的には・・・ 従来の支援は、外部からの補助（手話通訳やバリアフリー等） 障害者の方が、主体的に活動できるサポート方法はないか？
司書による取組	I C T技術を組み合わせた事例を調査（県立図書館の新聞記事DBも活用）し、次のような多様な実用事例を紹介。 ・手話対応型公衆電話ボックス「手話フォン」 ・電話リレーサービス ・タブレット端末による遠隔手話サービス 等

(ケース2)

議員からの依頼事項	(要望事項) 【至急案件】日本版DMO（観光地経営を行う法人）をつくる手順・手続きを知りたい。 ※特集展示を見た議員からの依頼
-----------	--

司書による取組	(調査結果) 短時間で基本情報から押さえないという依頼のため、第一人者による連載記事及び信頼性の高い実務書を提供。
---------	---

b. 地域課題解決に向けた当局の施策立案に繋がった

本取組により、議員だけでなく、当局にとっても職員の施策立案に大きく貢献していることが、次のようなケースにより説明された。

(ケース 1 : 地域課題の解決)

商工振興課職員からの相談事項	(相談事項) 起業件数の少なさ、空き店舗率の高さを打開したい。
司書による取組	(資料提供) 成功事例の分析や、発想のヒントとなる次のような資料を提供した。 ①起業コンテストの成功や多くの起業家が生まれる秘訣を記した書籍等 ②補助金に頼らない持続可能な空き店舗対策の実施例が記載された書籍等
資料提供により実現した施策① 議会図書室の資料提供から 「起業家支援プロジェクト」実現	司書により資料提供された成功事例を参考に、呉市では次のような事業が実現した。 ①金融機関や支援機関を巻き込んだ継続的な支援 ②新規事業 P R、起業の気運情勢のための講演会 ③ビジネスプランコンテストを実

	施し、コンテストで選ばれたビジネスプランに対し、呉市がふるさと納税（クラファン型）で集まった資金を奨励金として支援。 ④コンテスト中、書類審査通過者を対象に、公開プレゼン前に支援機関が勉強会を開催し、コンテスト参加者を後押し
資料提供により実現した施策② 議会図書室の資料提供から 「リノベーションまちづくり」始動	司書により資料提供された成功事例を参考に、呉市では、空き家、空き店舗や空きビルなど遊休不動産に付加価値をつけ新しく再生・活用し、地域課題を解決していく「リノベーションまちづくり事業」が開始された。 ①リノベーションスクールに担当職員が参加し、内容を商店街やまちづくり関係者、不動産事業者の説明 ②共感した商店主がリノベーションプロジェクトを実施。 この事業を通じ現在まちに変化の兆しが見られている。

4) 議会図書室司書導入に係る今後の課題と方向性

議会図書室司書導入に係る今後の課題及び方向性については、おもに次のとおりである。

a. さらなる即応性の向上

時間的余裕のない調査依頼があることから、当該依頼に対応できるよう検討が必要である。

b. 多角的調査の向上

司書 1 人での調査では偏りが生じるため、複数での対応の検討が必要となる。

c. 課題解決に向けた取組

上記課題解決に向け、次のような取組の実施が検討されている。

- ・ 有料検索システム（E L N E T、日経テレコン 2 1、聞蔵Ⅱビジュアルなど）の導入
- ・ 新たな司書の増員
- ・ 大学や研究機関等の大規模図書館との連携強化

d. 呉市議会図書室の今後の展望

呉市議会図書室の今後の展望としては、議会図書室の活用が、議会の市政チェック機能の強化や議会による他の政策分野にも展開できる広い視野を持った政策形成力の実現に繋がり、結果として政策の効果が全住民に波及することによる住民の幸福度アップに繋がるという、議会図書室の持つ政策形成力をアピールすることで、議員や当局職員のさらなる利用促進を図るとともに、「議会図書室」をきっかけに呉市の政策形成の在り方を変える知的拠点であることを目指している。

4 所感

今回の視察では、3 日間で 3 カ所を視察したが、いずれも先進事例であり、本市の議会機能の充実に有益なものばかりだった。

初日は広島県三次市を訪問し、三次市議会にて、「予算・決算の常任委員会における審査」「議会基本条例」「タブレット端末」について視察を行い、「予算・決算の常任委員会における審査」「議会基本条例」については、現役の議会運営委員会委員長が直接丁寧に説明して下さるなど、現場の生の声を聴くことができる貴重な機会となった。

「予算・決算の常任委員会における審査」では、過去、予算と決算でそれぞれ特別委員会を設置し半分の別々の議員がそれぞれに所属し、かつ審査も常任委員会の所管別に分割した審査が行われていたが、より審議を充実化させ、議会の本来果たすべき役割を最大限発揮させるために、

- ①予算や決算については、決算を踏まえた予算で在り決算と予算には連続性があるため、同じ目で連続して審議する必要がある。
- ②全議員が予算や決算の全分野を把握しチェックしなければ、必要十分な審査を行うことはできない。
- ③充実した審査を行うに当たっては、当局の説明について、事業目的、財源、積算根拠、実績や事業効果について、聞き漏らしのリスクのある口頭だけで説明するのではなく「見える化」（審査シート作成）することが質疑の効率化の観点からも重要である。
- ④主役である市民に対し、リアルタイムでの審査の情報を提供する必要性がある。
- ⑤市民にわかりやすく、徹底した審査が必要である。

などといった観点に基づき、議長を除く全議員で構成された予算決算常任委員会が設置され、中継設備が整った本会議場にて、全議員が全分野について審議を行い、委員会の全時間を地元ケーブルテレビにて生中継を実施し、なおかつ予算決算審査シートを作成し議員だけでなくホームページにて審議開始前までに市民にもリアルタイムで公表する、さらにより深く理解や審査が必要な事項については、分科会を開いて議員間討議を実施するなど、議会の審査機能が最大限活用されるよう、議会自らが積極的に改善し続けていることが理解できた。

また、三次市の場合は、当初予算だけでなく、補正予算についても委員会に付託する場合は予算決算常任委員会に付託されていたほか、決算の本会議採決では、議会選出監査委員は採決時に退席していることも明らかになった。

「議会基本条例」では、議会の機能を最大限発揮させ、なおかつ市民への情報提供や市民による議会へのチェックをしやすくするために、議会ルールについて、これまで法的根拠を持たず流動的かつ恣意的な運用のリスクがあった議員間の申し合わせから、法的根拠を持たせ持続性を確保するために、議会基本条例が制定され、なおかつ、条例で定めたルールに基づいた議会運営が行われているかについて外部機関を巻き込んだ中で検証が行われていることが理解できた。

「タブレット端末」については、行政全体のペーパーレス化及び事務の効率

化に資するほか、議会事務局をはじめとする職員の負担軽減にも大きく貢献できていること、さらに、議員の一般質問においても、各議員が参考資料を示す場合に、タブレット端末に送信することで、データを示すことができること（傍聴者はタブレットがないため、紙配布）などの利点が明らかになった。

この視察を通じ、議会という民主的コントロールのツールを扱う議員自身が、あらためて議会の存在意義及び使命を理解した上で、議会がその役割を果たすために、議員自身が強い意志を持って改革に望むことの重要性を改めて学ぶことができた。

2日目は、広島県広島市を訪問し、広島市議会にて「予算及び決算の審査方法」及び「議会資料検索システムの導入（ペーパーレス）」についてについて視察を行った。

「予算及び決算の審査方法」については、当初予算と補正予算では事務局内の担当課も含め別々の取扱であり、当初予算は予算特別委員会に一括付託、補正予算では各常任委員会に分割付託されること、決算は決算特別委員会にて審査されることが明らかになった。また、決算については閉会中委員会審査を行うこと、予算審議において質疑時間超過の場合には議事録に残る文書質問が可能であること、さらには予算審議において部署をまたぐような横断的な質疑や市政の重要事項について総括質疑を行うことができるなど、独自の運営があり、こうした運営は本市の議会運営においても大変有効な取組であると思料する。

「議会資料検索システムの導入（ペーパーレス）」については、現在はアーカイブ的な運用となっているものの、掲載されている資料はOCR機能を有したPDFゆえにデータ内のキーワード検索を可能とすることから、利便性向上に大きなメリットがある。この点、こうした議会資料のデータ化については、そのほとんどが当局作成資料であることから、議会のペーパーレス化には、当局のDX化の促進が不可欠であること、また各部署が簡便にデータ化できるよう、各部署にOCR機能付きの複合機があると有益かつ効率的であることを学ぶことができた。

この視察を通じ、議会運営の効率化と審査の充実化を両立させるためには、既存の口頭主義にとらわれることなく書面による質疑の活用等新しい取組が有

益であること、ペーパーレス化による行政の効率化のためには、議会がリーダーシップをとる中で、長期的な視点で、当局の協力をいかに引き出すかが肝要であることをあらためて学ぶことができた。

3日目は、広島県呉市を訪問し、呉市議会にて、「議会図書室の機能強化」について視察を行った。

議会図書室については、地方自治法の趣旨を議員自身が十分に理解した上で、武器として最大限活用するために、創意工夫して積極的に充実化を図っていたことが印象深かった。そして、議会図書室のレファレンス機能強化は、本市においても非常に有益な取組であると実感するとともに、本市議会図書室への司書配置、それがすぐに難しい場合でも、少なくとも新図書館において議会活動に資するレファレンススキルを有する司書の配置が必須であると強く感じた。

また、議会と当局と共通するレファレンス部門を併設することで、効率性により大きな予算確保につなげる工夫も大変参考になり、本市でも実現可能な施策であると感じた。

以上、今回3日間にわたり行った各視察先では、共通して次のことを感じた。

- ①各議会とも、議員が「市政のチェック機能強化」そして「政策提案」という議会の果たすべき役割をどう実現していくか、という高い志をもって、最も効率的で必要十分な議案審議を行えるための施策を、議会の強いリーダーシップをもって、当局を説き伏せ、当局の協力を仰ぎ実現している。
- ②各議会とも市民に向けた積極的な情報提供を行い、市民に市議会を身近に感じてもらうための不断の努力をしている。
- ③デジタル化の推進やレファレンス機能強化が、議員だけでなく職員の負担軽減に大きく貢献している。
- ④3市とも最上位計画である総合計画を市議会の議決事項としている。

そして、こうした共通点の根底にあるのは、市民に寄り添い、安心安全な市民生活を実現するためには、必要に応じ長時間の審議や実現までの手間を惜しまない、という高い志があるからであると推察できるとともに、本市において一刻も早く改善すべき点も改めて認識することができた。

一例を挙げれば、本市市議会でも、予算決算の各常任委員会への分割付託に

より、実際審議に制約が生じており、議会の果たすべき役割が十分に機能できる審議方式となっていないことから、予算決算について、全議員で全分野を審議でき、かつ所管を横断する質疑を可能とした上で、市民に生中継される予算決算委員会の設置が急務であると考えます。

また、議会図書室についても、現在図書購入費が呉市議会図書室の図書購入費35万円の5分の1である7万円と止まり、なおかつレファレンス機能が十分とは言えない状況にあることから、議会機能強化の観点から、呉市議会を見習い、本市議会図書室が、政策づくりの知的拠点としての議会図書室となるべく、早急な改善が必要であると考えます。

結びに、今回の視察での学びを各議員が今後の議会活動に生かし、議会機能をより一層充実させることのできる制度へと変革させることで、市民の皆様の豊かな暮らしを実現すべく、将来に向け責任の持てる市政の実現を目指し、議員としての職責を果たして参る所存であるとともに、行政視察の実現に向け尽力いただいた総ての皆様に、この場にて、改めて感謝を申し上げる次第である。

以 上

【添付：視察の様子】

(初日：三次市)



(2日目：広島市)



(3日目：呉市)

